

パートタイム労働に関する 相談を受け付けます

我が社のパートの待遇をどうすればよいのか？
正社員への転換については、どのように対応すればよいのか？
労働条件通知書が交付されない！
正社員と同じ仕事をしているのに待遇が違う！

等々、パートタイム労働に関する相談を受け付けます。
勤務地や居住地にかかわらず、お近くの労働局にお気軽にご相談ください。
南関東の4労働局が連携して相談解決に当たります。

◆日時◆ 平成20年7月7日（月）～11日（金）8:30～17:15

◆対象◆ パートタイム労働者
パートタイム労働者を雇用している事業主等

受付場所 埼玉労働局雇用均等室
さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
TEL 048-600-6210

千葉労働局雇用均等室
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階
TEL 043-221-2307

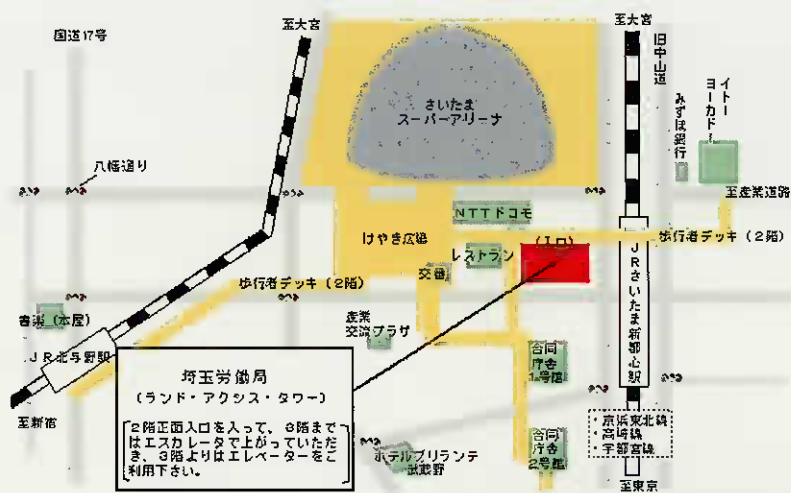
東京労働局雇用均等室
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
TEL 03-3512-1611

神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
TEL 045-211-7380

◆相談方法◆ 電話・来局相談
電話の場合は、ご希望の労働局に電話をしてください。
来局の場合は、ご希望の労働局に、できれば事前に電話予約をお願いします。

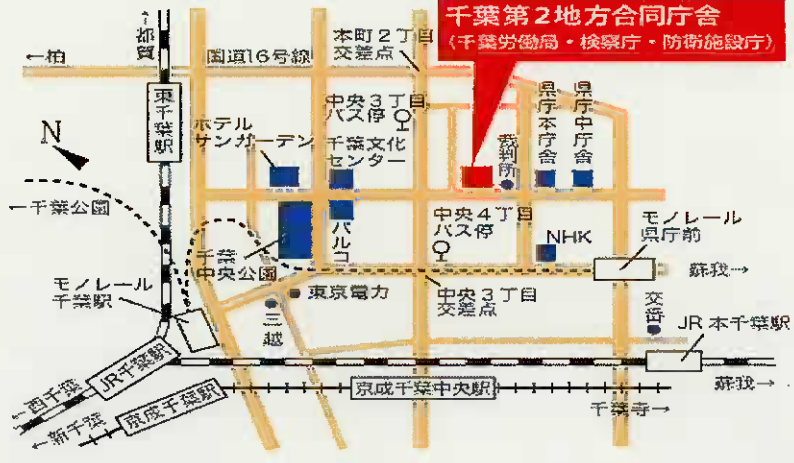
埼玉労働局 案内図

- JRさいたま新都心駅西口を出て最初のビル(進行方向左側)
- JR北与野駅より徒歩 6 分



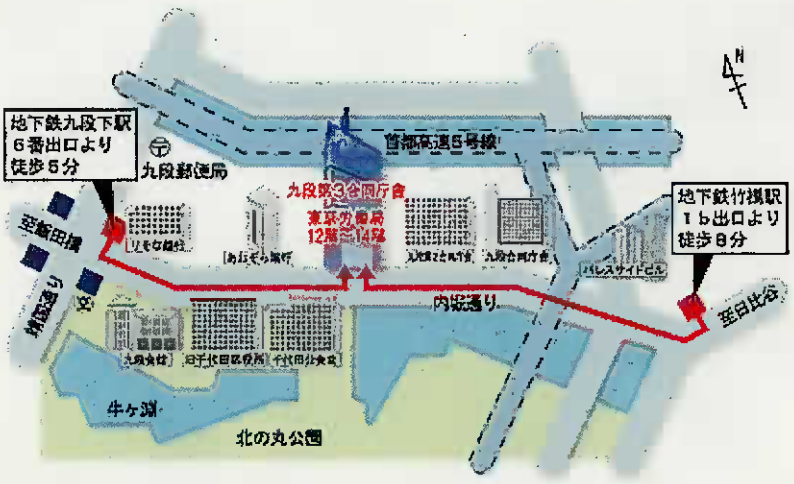
千葉労働局 案内図

- 電車**
- JR千葉駅東口、千葉都市モノレール千葉駅、京成千葉駅から徒歩 20 分
 - 京成千葉中央駅から徒歩 7 分
 - JR本千葉駅から徒歩 10 分
- バス**
- JR千葉駅東口バス①番のりば乗車、「中央 3 丁目」下車(2つめのバス停)
 - JR千葉駅東口バス②、③番のりば乗車、「中央 4 丁目」下車(2つめのバス停)



東京労働局 案内図

- 地下鉄九段下駅 6 番出口より徒歩 5 分
- 地下鉄東西線竹橋駅 1b 出口より徒歩 8 分



神奈川労働局 案内図

- JR桜木町駅、関内駅より徒歩 10 分
- みなとみらい線馬車道駅 4 番出口すぐ

